

私立幼稚園設置等認可審査基準

知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置及び収容定員変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。

第1 幼稚園の設置を認可する場合

1 設置者について

幼稚園の設置者は、学校法人とすること。

2 名称について

幼稚園の名称は、幼稚園として適切であり、県内の既設の幼稚園等の名称と紛らわしくないものであること。

3 収容定員について

幼稚園の収容定員は、原則として70名以上240名以下とすること。

4 立地条件について

(1) 幼稚園を設置する地域の実情及び周囲の環境については、別記により審査すること。

(2) 幼稚園の設置に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等の土地の利用の規制に関する法令等の規定及び地方公共団体の定める関係要綱等を遵守するものであること。

5 教職員、施設及び設備について

(1) 教職員、施設及び設備は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）を充足するものであること。

(2) 施設の構造等は、建築基準法その他の法令等、地方公共団体の定める関係要綱等を遵守すること。

6 施設及び設備の所有について

施設及び設備は、負担付き又は借用のものでないこと。ただし、次に掲げる特別の事情があるときは、この限りではないこと。

ア 施設の場合

当該予定地への幼稚園の設置が当該予定地の地方公共団体の教育振興上必要不可欠である等の場合であって、次のいずれかに該当する場合。

(ア) 申請者が所有する施設（現物により寄附を受ける施設を含む。）について、負担付きであるものの、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められる場合。

(イ) 長期にわたり使用できる保証がある借用（負担付きのものを含む。）である場合。

(ウ) 幼稚園が目指す教育内容を実現するために、園地及び園舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、教育活動が長期にわたり継続的に実施できることが確実に認められる場合に限り、長期にわたる使用保証が

得られなくても差し支えないこと。

イ 設備の場合

製品の改良が著しい電子計算機等、借用することが合理的であると認められる設備を借用するとき。

7 施設及び設備の整備について

設置しようとする幼稚園の施設及び設備は、開設時期までに教育上支障のないように整備されるものであること。

8 事業計画及び収支予算について

- (1) 事業計画は、幼稚園として適切な計画が定められていること。
- (2) 事業活動収支予算は、確実な計画に基づく収入及び幼稚園の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

9 設置経費について

- (1) 新たに学校法人を設立して幼稚園を設置する場合における当該幼稚園の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）は、その全額の財源が寄附金をもって充てられており、設置認可申請時までに当該寄附金の全額が収納されていること、又は収納が確実であること。ただし、適正な償還計画が樹立されている場合であって、次のいずれかの場合に該当するときは、設置経費の3分の1以内の金額は借入金を財源に充てることができること。

ア 政府系金融機関若しくはこれに準ずる金融機関又は国若しくは地方公共団体による制度金融等（以下「政府系金融機関等」という。）から借入をする場合

イ 民間の預貯金取扱金融機関から借入する場合

ウ 新たに設立される学校法人と実質的に不可分一体又はこれに類する組織形態とみなせる法人から政府系金融機関等よりも有利な条件で借入する場合

- (2) 既設の学校法人（以下「既設法人」という。）の場合にあつては、設置経費の財源として、寄附金、積立金、資産売却収入その他の設置者の負債とならない収入が充てられており、設置認可申請時までにこれらの全額が収納されていること、又は収納が確実であること。ただし財務状況が良好と認められ、かつ、適正な償還計画が樹立されている学校法人については、設置経費の3分の1以内の金額は借入金を財源に充てることができること。なお、借入先等については、（1）アからウの規定を準用する。

- (3) 設置経費の財源として、設置者の設置している他の学校（以下「既設校」という。）の生徒等納付金から繰り入れる場合には、原則として毎年度の生徒等納付金総額の15パーセント以内の金額に限るものとする。

- (4) 入園を条件とする寄附金、当該幼稚園の施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金、寄附能力のない者の寄附金等の設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

10 経常経費について

設置経費の財源としての寄附金のほか、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること、又は収納が確実であること。

11 総負債比率について

既設法人の場合における設置者の資産状況については、総資産額に対する総負債額（前受金を除く。）の割合が30パーセント以下であり、適正と認められるものであること。

12 既設校の要件について

既設法人の場合にあつては、既設校が次の要件を満たすものであること。

ア 既設校の施設及び設備等が、この基準又は学校の種別に応じ別に定める設置認可審査基準等に適合していること。

イ 既設校の在籍生徒等数が、その収容定員を著しく超過し、又はその収容定員を著しく下回っていないこと。

ウ 完成年度に至っていない既設校がある場合には、当該既設校の設置認可の際の整備計画が確実に履行されていること。

エ 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

第2 幼稚園の収容定員変更を認可する場合

収容定員変更に係る認可の審査については、第1（9の（1）及び10を除く。）を準用すること。

第3 関係機関等の意見聴取

知事は、必要に応じ、次の関係機関等の意見を聞くとともに、現地調査を実施するものとする。

ア 関係市町村長又は教育委員会

イ 当該地域の私立幼稚園団体等

附 則

1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。

2 私立幼稚園の認可等に関する取扱要領（昭和60年3月12日付け60文第107号福島県総務部長通知）は廃止する。

3 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項に規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は同要綱第4条の規定に基づき収容定員増加計画が提出されている場合における審査の基準については、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年3月28日から施行する。

別記（第1の4関係）

1 幼稚園を設置する地域の実情について

- （1）設置計画は、当該市町村の定める幼稚園教育振興計画に適合するものであること。
- （2）設置予定地は、幼稚園未設置地域又は幼児人口増加地域であること。

2 幼稚園を設置する周囲の環境について

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）等の清浄な風俗環境及び公衆衛生の保持に関する法令等の規定の趣旨に適合する環境であること。
- （2）石油類、火薬類、高圧ガス、電気等の危険物による災害又は洪水、がけ崩れ等による災害の発生するおそれのない環境であること。
- （3）騒音、ばい煙等により園児等の健康又は教育活動に支障を生じるおそれのない環境であること。
- （4）その他幼稚園教育に支障を及ぼすことのない環境であること。